

議案第3号

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同条第2号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「1,000円」を「1,030円」に改める。

(かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

(平成22年かすみがうら市条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「かすみがうら市長」を「かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長」に改める。

第1条及び第2条中「かすみがうら市長」を「かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長」に改める。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中題名、第1条及び第2条の改正規定は、平成31年3月1日以後その期日を告示される選挙から施行する。